

教員の長時間労働と教員不足の解消を求めることに関する意見書（案）

子どもたちの教育を担う教員の長時間過密労働と教員不足が深刻化する中、中央教育審議会の質の高い教師の確保特別部会は、本年5月に「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）を公表した。

審議のまとめは、教職員の基礎定数の増には踏み込まず、加配定数の増について述べるにとどまっている。また、労働時間の短縮に効果がある残業代支給の仕組みを作るのではなく、教職調整額の率を現在の給料月額4%から10%以上にする方向性を示すものとなっている。さらに、教諭と主幹教諭の間に「新たな職」を設けることについても求めている。

しかし、教員の増員を毎年度の予算により人数が変動する加配定数の増で行うことは、任用が不安定な臨時的任用教員や非常勤講師の増加を招くおそれがあり、更なる教員のなり手不足につながる懸念がある。安定した学校運営と教員の任用を実現するためには、教員の増員を基礎定数の増で行うことが不可欠である。長時間労働に、教職調整額の増額で対応することは、労働時間の短縮にはつながらず、むしろ現在の長時間労働の固定化や更なる労働時間の増加をもたらすことが危惧される。「新たな職」の設置も、教員の序列化と分断の拡大を招き、学校での子どもたちの管理と競争を強めるものであり、看過できない。教職員組合や教育関係者、保護者、教員志望の学生らは、こうした懸念を、相次いで表明しており、真摯に受け止めるべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、教員の長時間労働と教員不足を解消し、子どもたちの教育の質や教職の魅力を向上させるため、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 教員の増員は、基礎定数の増により行うこと。
- 2 教員の持ち授業時数を削減すること。
- 3 教員に残業代を支給し、労働時間短縮のインセンティブを働かせること。
- 4 公立小学校における35人学級の効果検証を待たず、速やかに公立中学校を35人学級とした上で、公立小中学校の更なる少人数学級化を目指すこと。

5 今後実施予定の中央教育審議会の議論には、学校現場や教員志望の学生の声を反映させること。

6 上記事項の実現のため、予算の増額を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

東京都議会議長 宇田川 聡史

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛て